

目的

法の施行に必要な事項を定めるとともに、空家等及び類似空家等の発生予防、適正網管理及び活用について必要な事項を定めることにより、市、所有者等、市民及び事業者が協力して良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図ることとする。(条例1条)

定義

- 法
- 空家等：法に規定する空家等(法2条1項)
 - 管理不全空家等：放置すれば特定空家等に該当する空家等(法13条1項) ⇒国が定める(告示)基本指針に即す。
 - 特定空家等：特に管理不全な状態の空家等(法2条2項)

- 条例
- 類似空家等：空家等に準じる状態であるもの(条例2条4号)
 - 特定類似空家等：特に管理不全な状態の類似空家等(条例2条6号)

条例の対象

類似空家等
(相当期間(1年未満)使用されていないもの)
特定類似空家等

法の対象

空家等
(使用されていないことが常態(概ね1年)であるもの、全戸空家の長屋・共同住宅)
管理不全空家等 特定空家等

類似空家等

(長屋・共同住宅で空き部屋があるもの)

特定類似空家等

責務・役割

- 市(法4条, 条例3条) ⇒施策の実施、必要な措置
- 所有者等(法5条, 条例4条) ⇒適切な管理、活用、施策への協力
- 市民(条例5条) ⇒施策への協力、発生予防、情報提供
- 事業者(条例6条) ⇒施策への協力、活用・流通の促進

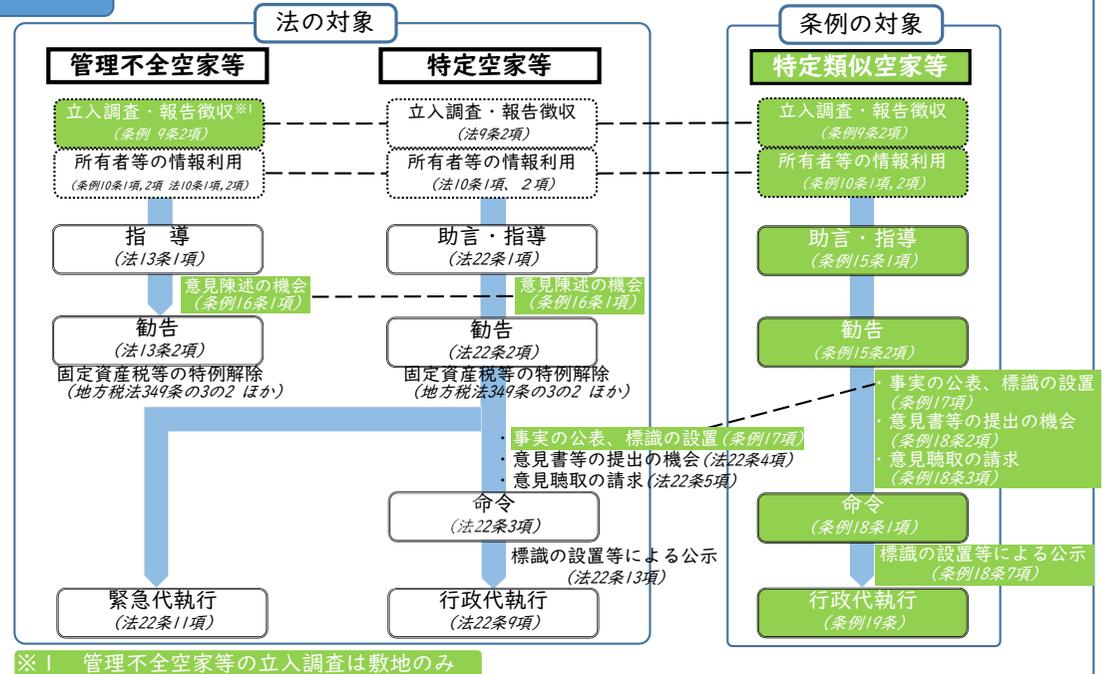


協議会

大府市空家等対策協議会の設置(法8条, 条例22条)

- ・所掌事務 ⇒特定空家等、管理不全空家等、特定類似空家等に関すること
- ・協議会の組織について規定する。

手続の補充



措置の補充

緊急代執行

特定空家等に認定し、勧告後において相当の猶予をもって命令することとしていたが、緊急を要する場合には、命令を行わず代執行可能。
⇒通常の代執行と同様にかかった費用は強制徴収が可能

※ 法の緊急代執行と条例で定める緊急安全措置は、対象・措置内容が異なる(別物)。

緊急安全措置

特定(類似)空家等の認定前の(類似)空家等で、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫しているときは、必要最小限の措置を実施

過料

法(30条)

- ・特定空家等の勧告に係る措置命令に違反した者
- ・特定空家等に係る報告をせず、若しくは虚偽報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

条例(24条)

- ・特定類似空家等に係る報告をせず、若しくは虚偽報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- ・特定類似空家等及び特定空家等の勧告等に係り設置した標識を毀損した者
- ・特定類似空家等の勧告に係る措置命令に違反した者

財産管理制度

- ①不在者財産管理人制度 (法14条1項, 条例21条1項)
- ②相続財産清算制度 (法14条1項, 条例21条1項)
- ③所有者不明建物管理制度 (法14条2項, 条例21条2項)
- ④管理不全土地管理制度 (法14条3項, 条例21条2項)
- ⑤管理不全建物管理制度 (法14条3項, 条例21条2項)
- ⑥所有者不明土地管理制度

白文字：条例に独自に規定している事項